

全管連発 23 第 126 号  
平成 23 年 5 月 27 日

会 員 各 位

全管連 救 援 対 策 本 部

本部長 大 澤 規 郎

東日本大震災について (第 14 報)

東日本大震災の対応につきまして、全管連では救援対策本部を設置し、厚生労働省水道課並びに (社) 日本水道協会と連絡・調整を行ってまいりました。

東日本大震災から 2 カ月が経過しましたが、大津波に襲われた東北 3 県に残された傷跡は今なお深く、水道施設もかつてない甚大な被害を広域的にもたらし、被災地の地元会員組合を中心に懸命な応急復旧作業を展開いたしました。水道施設は自分たちが復旧するという自主自立の強い意識と組合員の団結力により、早期の仮復旧が実現できたことは関係機関より業界団体として高い評価をいただいております。今後は本格復興に向けた活動へと徐々にシフトすることとなるが、三陸海岸沿岸の水道復旧は市街地の復興計画との整合を図る必要があり、長期間を要す事態が予測されております。

このように壊滅的に破壊した三陸海岸の各地を、去る 5 月 20 日 (金)、21 日 (土) にかけて、岩手県連佐々木会長にご案内いただき、大澤会長が現地入りし、被害状況を視察いたしましたので、ご報告します。

また、岩手県管工事業協同組合連合会においては、避難所で不自由な生活を強いられている罹災者に対して、いくらかでも心を癒し、明日の活力となるよう、地元組合からの情報をもとに県内 4 ヲ所 (宮古市、久慈市、大船渡市、陸前高田市) で炊き出し支援事業を行いましたことも申し添えます。

添付資料

1. 岩手県における現地視察報告について 全管連 (1 枚)
2. 東日本大震災の被害状況及び対応について 厚労省 (9 枚)
3. 「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」について 厚労省 (2 枚)
4. 東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/dl/01c-13.pdf>  
厚労省 (21 枚)

本件に関する問合せ先 事務局・松本、上田 (電話 03-3949-7312)

(参考) 全管連HP会員通知 (ユーザ名 zenkan パスワード souritu50)

- ・水道施設の使用材料等に関する事前報告書について (平成 23 年 2 月)
- ・地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル (平成 22 年 11 月 1 日)
- ・災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集

## 岩手県における現地視察報告について

去る5月20日(金)、21日(土)にかけて、岩手県連佐々木会長、鎌田事務局長にご案内いただき、大澤会長が現地入りし、被害状況を視察した。各地域の状況は、以下のとおりです。

### 【訪問地】

#### (陸前高田市)

- 復旧が不可能でないかと思われるような壊滅的被害。
- 自衛隊によるがれきの撤去等懸命な作業が続けられている。
- 本会会員団体に所属していないため水道の被害状況等詳細不明だが、5月23日現在も6,000戸以上が断水し、応急給水中。

#### (大船渡市)

- 海岸沿いの住宅や造船所、水産加工所などが壊滅的被害。
- 佐々木岩管連会長によると3月24日に現地入りした時より格段にがれき撤去等が進んでいるとのこと。
- 2,000戸以上で断水し、応急給水中。

#### (釜石市) 釜石市水道事業所 川崎所長

##### 釜石市水道工事業協同組合 大砂賀様

- 人家のある山際地域の応急復旧は地元組合の協力によりかなり進んでいる。海岸地域については、市当局の建設計画が決定後、対応する。
- 断水復旧率は約65%、現在も応急給水中。
- 青年部の炊き出し等の支援にお礼の言葉をいただく。

#### (大槌町)

- 街全体が壊滅状況。高台からのぞむ景況は戦場跡そのもの。
- 水道の復旧もかなりの時間を要する。
- 断水復旧率は約35%、応急給水中。

#### (宮古市) 宮古市上下水道部長尾部長、佐藤課長

##### 宮古市水道工事業協同組合 中沢理事長、北村専務理事

- 4月末までにほぼ応急復旧を終了。復旧率99%、応急給水活動終了。
- 組合員延べ1,600名を投入。今後は山田町への応援も視野に入れる。

平成23年5月25日14時00分現在

## 平成23年（2011年）東日本大震災の被害状況及び対応について（第72報）

厚生労働省  
※下線部が前回からの変更点

<水道関係抜粋>

### 2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

#### (5) 水道の被害状況（5月25日11時00分現在）

→復旧状況の経過等は別紙3「水道の被害状況」参照

##### ①被害状況

3県で少なくとも6.3万戸で断水被害が生じている状況（5月23日11時00分時点では6.4万戸断水）<sup>※1</sup>。これまでに復旧した総数<sup>※2</sup>は223万戸（前回では、223万戸）

なお、5月25日5時36分頃に発生した余震（最大震度5弱：福島県いわき市）による水道施設の被害はない

※1 4月8日以降は、3月11日の本震等によるものに、4月7日、4月11日及び4月12日の余震によるものを加えた

※2 復旧戸数については、3月11日の本震等で断水しその後復旧したものが、4月7日、4月11日及び4月12日の余震で再び断水し復旧した場合、重複して計上している場合がある

##### ②応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応等）

- ・日本水道協会及び各都市の技術職員を派遣し、被災市町村の断水調査、応急復旧計画の策定などの支援活動を実施（全国の水道事業者による給水車の派遣、応急給水も継続）
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、関係者で構成する東日本大震災水道復旧対策特別本部を設置

###### 【構成団体・機関】

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、（社）日本水道工業団体連合会（水団連）、全国管工事業協同組合連合会（全管連）、（財）水道技術研究センター、厚生労働省（健康局水道課）

[3月20日第1回会合] 特別本部設置を決定し、被災地の応急給水、水道の復旧について情報交換

[3月26日第2回会合] 応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方法について情報交換し、必要な改善方策を検討

[4月5日第3回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、水道水中の放射性物質のモニタリングについて意見交換

[4月22日第4回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、津波による被災地域の復興方策及び水道水における放射性物質対策について意見交換

[5月13日第5回会合] 5月8～11日に派遣された水道関係者による現地調査団か

ら現地の状況や被災事業者の取組み状況等について報告、今後の復旧・復興への支援策や課題について意見交換

- ・被災地の水道施設の被災状況や復旧状況を把握し、今後の復旧・復興計画や施策に反映するため、学識経験者、日水協、水団連、主要都市の水道事業者、厚生労働省等で構成する調査団を岩手県、宮城県及び福島県に派遣（5月8日～11日）

## （9）原発事故関係

→これまでの経過等は別紙6「原発事故関係」参照

### ①原発事故の対応

### ②水道の対応

- 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
  - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
  - ②生活用水としての利用には問題がないこと
  - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- 水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）
- 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）
- 水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）
- 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）

○水道水の放射性物質の調査結果を公表（直近発表過去2回分）

[5月23日]福島県内137データ

[5月24日]福島県内84データ

【直近調査結果状況】5月23日から5月24日に入手した221データのうち指標等超過0件

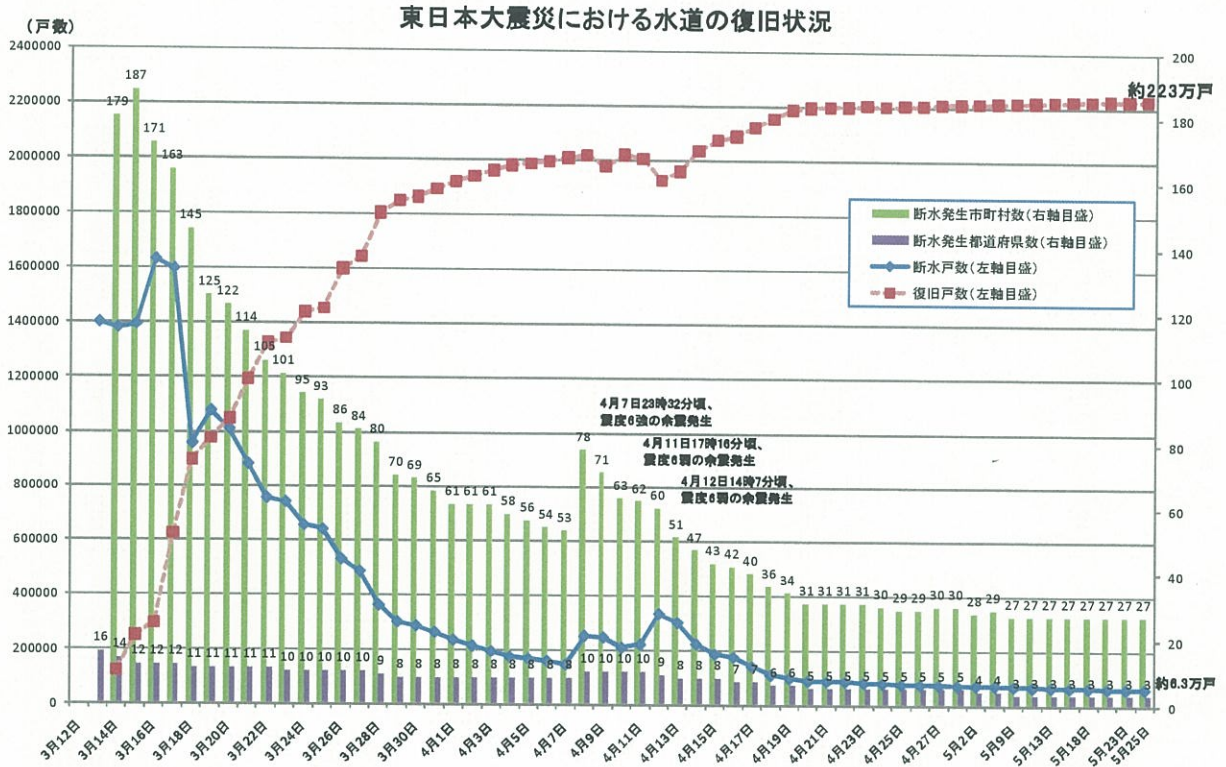
○調査結果に基づき以下のとおり対応

- ・現時点で乳児または一般における摂取制限を行っている水道事業はない

【水道の被害状況】

平成23年5月25日11時00分現在

①復旧状況の経過



②県別の被害状況について

1) 岩手県 <約2.1万戸断水>

大船渡市	: 断水 15,600戸→断水 2,750戸 (復旧12,850戸) (応急給水中)
陸前高田市	: 断水 8,000戸→断水 5,812戸 (復旧 2,188戸) (応急給水中)
釜石市	: 断水 12,904戸→断水 4,235戸 (復旧 8,669戸) (応急給水中)
大槌町	: 断水 5,605戸→断水 3,118戸 (復旧 2,487戸) (応急給水中)
宮古市	: 断水 11,090戸→断水 945戸 (復旧10,145戸)
山田町	: 断水 6,000戸→断水 3,005戸 (復旧 2,995戸) (応急給水中)
岩泉町	: 断水 670戸→断水 40戸 (復旧 630戸)
田野畑村	: 断水 395戸→断水 355戸 (復旧 40戸)
野田村	: 断水 1,680戸→断水 300戸 (復旧 1,380戸)

復旧済み

盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、久慈市、普代村、洋野町、二戸市、一戸町、一関市

2) 宮城県 <約3.7万戸断水>

仙台市	: 断水209,500戸→断水 6,400戸 (復旧203,100戸)
気仙沼市	: 断水 25,809戸→断水 8,404戸 (復旧 17,405戸) (応急給水中)

多賀城市 : 断水 22,485戸→断水 145戸(復旧 22,340戸)  
 女川町 : 断水 3,049戸→断水 1,849戸(復旧 1,200戸) (応急給水中)  
 岩沼市 : 断水 15,979戸→断水 609戸(復旧 15,370戸)  
 名取市 : 断水 9,200戸→断水 2,200戸(復旧 7,000戸)  
 亘理町 : 断水 11,847戸→断水 662戸(復旧 11,185戸)  
 七ヶ浜町 : 断水 6,518戸→断水 150戸(復旧 6,368戸)  
 山元町 : 断水 5,453戸→断水 1,388戸(復旧 4,065戸)  
 石巻広域水道(石巻市、東松島市)  
           : 断水 75,673戸→断水10,000戸(復旧 65,673戸) (応急給水中)  
 南三陸町 : 断水 5,066戸→断水 5,003戸(復旧 63戸) (応急給水中)  
 復旧済み 村田町、角田市、松島町、白石市、涌谷町、丸森町、大河原町、大和町、大衡村、富谷町、川崎町、利府町、色麻町、蔵王町、加美町、美里町、登米市、栗原市、大郷町、大崎市、柴田町、七ヶ宿町、塩竈市

3) 福島県 <約6,100戸断水>

福島市 : 断水111,000戸→断水 24戸(復旧110,976戸)  
 南相馬市 : 断水 17,500戸→断水 500戸(復旧 17,000戸)  
 いわき市 : 断水130,000戸→断水 660戸(復旧129,340戸) (応急給水中)  
 相馬地方水道企業団(相馬市、新地町)  
           : 断水 20,940戸→断水 3,200戸(復旧 17,740戸)

双葉地方水道企業団(広野町の区域)

: 断水 2,163戸→断水 1,683戸(復旧 480戸)

復旧済み

福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、国見町、天栄村、泉崎村、田村市、白河市、西郷村、郡山市、須賀川市、鏡石町、飯舘村、鮫川村、矢吹町

※双葉地方水道企業団(双葉町、大熊町、富岡町及び檜葉町の区域)、南相馬市の一部、浪江町及び葛尾村は、避難指示等により被害調査等の活動を停止中

◎区域内のすべての水道が復旧済みの都道県

北海道、青森県、秋田県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、茨城県

※(応急給水中)については報告のあったもののみ記載

## 【原発事故関係】

### ○原発事故に伴う水道・食品の対応

#### 【水道】

- ・ 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
  - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
  - ②生活用水としての利用には問題がないこと
  - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- ・ 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- ・ 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- ・ 水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）
- ・ 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）
- ・ 水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）
- ・ 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）
- ・ 水道水の放射性物質の調査結果について公表
  - [3月19日] 福島県川俣町等県内6カ所
  - [3月21日] 福島県飯舘村
  - [3月21日] 福島県内7カ所
  - [3月22日] 福島県内77カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）
  - [3月23日] 福島県内5カ所及び東京都内3カ所
  - [3月23日] 茨城県内7カ所
  - [3月24日] 千葉県内3カ所及び福島県内4カ所
  - [3月24日] 茨城県内19カ所
  - [3月25日] 栃木県宇都宮市
  - [3月25日] 福島県内15カ所
  - [3月25日] 茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所
  - [3月26日] 福島県内12カ所



[3月27日]福島県内16カ所及び千葉県内6カ所  
[3月28日]福島県内13カ所及び千葉県内6カ所  
[3月29日]福島県内67カ所  
[3月29日]福島県内46カ所  
[3月29日]福島県内49カ所  
[3月30日]福島県内14カ所  
[3月30日]福島県内133カ所  
[3月31日]福島県内73カ所  
[3月31日]福島県内13カ所  
[4月1日]福島県内76カ所  
[4月2日]福島県内109カ所  
[4月3日]福島県内129カ所  
[4月4日]福島県内119カ所  
[4月5日]福島県内17データ及び福島県以外96データ  
[4月6日]福島県内64データ及び福島県以外91データ  
[4月6日]福島県内40データ  
[4月7日]福島県内114データ及び福島県以外246データ  
[4月8日]福島県内72データ及び福島県以外641データ  
[4月9日]福島県内141データ及び福島県以外45データ  
[4月10日]福島県内92データ及び福島県以外45データ  
[4月11日]福島県内113データ及び福島県以外287データ  
[4月12日]福島県内93データ及び福島県以外248データ  
[4月13日]福島県内104データ及び福島県以外102データ  
[4月14日]福島県内77データ及び福島県以外514データ  
[4月15日]福島県内107データ及び福島県以外174データ  
[4月16日]福島県内51データ及び福島県以外45データ  
[4月17日]福島県内109データ及び福島県以外45データ  
[4月18日]福島県内112データ及び福島県以外270データ  
[4月19日]福島県内106データ及び福島県以外171データ  
[4月20日]福島県内60データ及び福島県以外230データ  
[4月21日]福島県内122データ及び福島県以外213データ  
[4月22日]福島県内141データ及び福島県以外287データ  
[4月23日]福島県内93データ及び福島県以外45データ  
[4月24日]福島県内84データ及び福島県以外45データ  
[4月25日]福島県内106データ及び福島県以外190データ  
[4月26日]福島県内81データ及び福島県以外739データ  
[4月27日]福島県内109データ及び福島県以外209データ  
[4月28日]福島県内78データ及び福島県以外201データ  
[4月29日]福島県内117データ  
[4月30日]福島県内85データ  
[5月1日]福島県内104データ  
[5月2日]福島県内87データ及び福島県以外493データ  
[5月3日]福島県内92データ  
[5月4日]福島県内69データ  
[5月5日]福島県内108データ

[5月6日]福島県内79データ  
 [5月7日]福島県内112データ  
 [5月8日]福島県内98データ  
 [5月9日]福島県内119データ及び福島県以外817データ  
 [5月10日]福島県内83データ  
 [5月11日]福島県内102データ  
 [5月12日]福島県内87データ  
 [5月13日]福島県内106データ及び福島県以外1,043データ  
 [5月14日]福島県内88データ  
 [5月15日]福島県内94データ  
 [5月16日]福島県内66データ  
 [5月17日]福島県内109データ  
 [5月18日]福島県内85データ  
 [5月19日]福島県内106データ  
 [5月20日]福島県内116データ及び福島県以外1,198データ  
 [5月21日]福島県内103データ  
 [5月22日]福島県内88データ  
 [5月23日]福島県内137データ  
 [5月24日]福島県内84データ

【直近調査結果状況】5月23日から5月24日に入手した221データのうち指標等超過0件

・調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業（飯舘村）	3/21	5/10	3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業（伊達市）	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業（川俣町）	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業（郡山市）	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業（南相馬市）	3/22	3/30		
	田村市水道事業（田村市）	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
いわき市水道事業（いわき市）	3/23	3/31			
茨城県	東海村上水道事業（東海村）	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業（常陸太田市）	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業（北茨城市）	3/24	3/27		
	日立市水道事業（日立市）	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業（笠間市）	3/24	3/27		
	古河市水道事業（古河市）	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業（取手市）	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業（宇都宮市）	3/25	3/25		
	野木町水道事業（野木町）	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業				
	（ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場）	3/23	3/25		
	（柏井浄水場（東側施設））	3/26	3/27		

	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業（23区5市）	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による摂取制限、「一般」は住民による摂取制限を示す

また、「開始」「解除」はそれぞれ当該摂取制限及び広報の開始、解除を示す

※現時点で乳児または一般における摂取制限を行っている水道事業はない

# 「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」について

平成23年度補正予算額:160億円

○東日本大震災により著しい被害を受けた地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において補助を実施する。

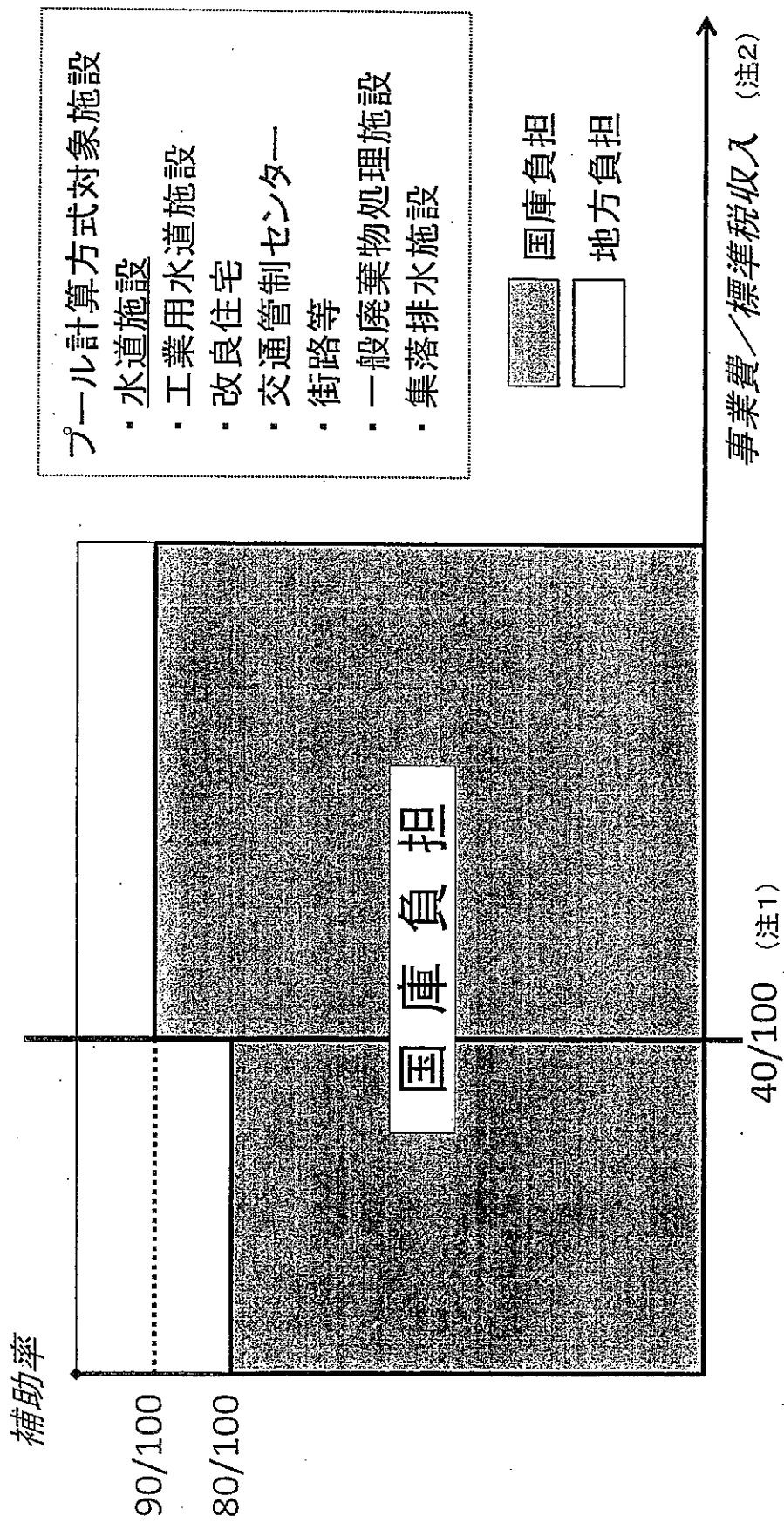
（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により補助率高上げ：1/2 → 80/100～90/100）

（交付対象）

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設<sup>(注1)</sup>を原形に復旧する事業 →<補助率> 80/100～90/100(通常は1/2)
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設<sup>(注2)</sup>を原形に復旧する事業 →<補助率> 1/2(通常は補助対象外)
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの →<補助率> 1/2(通常は補助対象外)
- ④ 水源水質の悪化により応急的に設置する浄水施設等で応急仮工事費のみの場合について、復旧費の下限設定に特例を設け、補助対象とする。

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 (注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

# 総合負担軽減方式(プール計算方式)の国と地方の負担の考え方



○ 標準税収入の40/100までに相当する額の事業費については80/100の率を乗じ、40/100を超える額に相当する事業費については90/100の率を乗じる。

(注1) 40/100は県の場合であり、市町村の場合は20/100となる。  
 (注2) 法定普通税+税交付金(利子割交付金など)+地方特例交付金

厚生労働省発健0502第3号  
平成23年 5月 2日

岩	手	県	知	事	}	殿
宮	城	県	知	事		
福	島	県	知	事		
茨	城	県	知	事		
栃	木	県	知	事		
埼	玉	県	知	事		
千	葉	県	知	事		
新	潟	県	知	事		
長	野	県	知	事		

厚生労働事務次官

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

1. 東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省、労働省令第6号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(適用関係)

2. 平成23年3月11日以降実施される東日本大震災による被害を受けた水道施設等の災害復旧費については、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道災害復旧費補助金交付要綱」（平成16年5月25日厚生労働省発健第0525001号厚生労働事務次官通知の別紙）によらず、この交付要綱の定めるところとする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とするものである。
  - (1) この補助金の交付の対象となる事業は、東日本大震災による被害を受けた水道施設（水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設をいう。以下同じ。）及び飲料水供給施設（50人以上100人以下を給水人口とする水道施設をいう。以下同じ。）並びにそれらの施設と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。）、応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）及び漏水調査であって、次の各号に掲げるものを除外した事業とする。
    - ア 水道事業又は水道用水供給事業ごとの復旧費の額（応急仮工事及び漏水調査の額を除く。ただし、復旧費が水源水質の悪化により応急的に浄水に必要な施設等を設置する応急仮工事費のみであって、かつ、その額が上水道事業で3,800千円以上、簡易水道事業で2,000千円以上である場合はこの限りでない。）が次に掲げる限度額又は当該事業による現在給水人口に130円（簡易水道については110円）を乗じて得た額以下の場合。
      - (ア) 上水道事業又は水道用水供給事業

県	7,200千円
市	1,900千円
町村	1,000千円
      - (イ) 簡易水道事業

市	1,000千円
町村	500千円
    - イ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
    - ウ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
    - エ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。

この場合の工事施工中に生じた災害とは、着工の日（請負工事にあつては工事請負契約書記載の着工の日、直営工事にあつては、着工届等に記載の着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。

(2) 災害復旧事業の対象となる施設は、次の各号に掲げるものとする。

ア 地方公共団体（地方自治法（昭和22年4月17日法律第67条）第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）が経営する水道施設又は水道用水供給事業のための施設であつて、かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備とする。

取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設）

貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設）

導水施設（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）

浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）

送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）

配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設）

共同給水の施設（応急的に設置する施設）

ただし、事務所、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。

イ 給水の施設のうち、配水管から分岐して最初の止水栓までの部分であつて、当該給水の施設の復旧事業が次の要件を満たすもの。

(a) 地方公共団体が、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設の復旧事業を行うものであること。

(b) 当該給水の施設の復旧事業が行われなければ、配水池等の災害復旧の効用が発揮できない場合であること。

(3) 飲料水供給施設の災害復旧事業は、簡易水道事業に準じて取扱うものとする。

(4) 補助金の交付の対象となる漏水調査（漏水実験を除く。以下同じ。）は(2)のア及び

(3)の施設に係る導水管、送水管、配水管等の管路の災害復旧事業を実施する際に、被災の事実や被災の状況を確認するために行うもののうち請負に係るものとする。

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、別に定める「水道施設災害復旧費市町村別国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表に掲げる施設等の種類及び区分ごとに補助率を乗じて得た額とする。ただし、別表の（一）のイ、ロ及びハに該当する施設の概算交付にあつては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）（以下「財政援助法」という。）第3条第9項の規定を踏まえ算定する。

なお、算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数額は切捨てるものとする。

(事務手続き等)

5. この補助金の交付細目については、昭和44年5月8日厚生省環第405号本職通達「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙（甲）簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別表第2(1)、(2)及び別紙（乙）簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）（第2、第3、第4、第6、第7及



び第10を除く。)を準用するものとし、補助申請及び事業実績報告にあつては、別紙(1)「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助金交付申請書等作成要領」、別紙(2)「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助事業実績報告書等作成要領」に基づき、申請書及び実績報告書を作成し都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の概算払い)

6. 厚生労働大臣は、別表の(一)のイ、ロ及びハに該当する施設に係る補助金について、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(消費税相当額の取扱)

7. この補助金に係る消費税等の取扱については、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体は、5の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
- (2) 地方公共団体は、7(1)のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、5の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- (3) 地方公共団体は、7(1)のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、5の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額(7(2)の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙(3)により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (4) 厚生労働大臣は7(3)の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

(申請期日)

8. この補助金の交付の申請は、毎年度別途指示する期日までに厚生労働大臣に対して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヵ月以内に交付決定を行うものとする。

(その他)

10. 4及び5により難い特別の事情にある場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

	施設等の種類	区分	補助率
(一)	水道施設及び飲料水供給施設（応急的な共同給水の施設を含む。）	イ 財政援助法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である県又は市町村の場合	財政援助法第3条第2項による率 80/100 から 90/100
		ロ イの特定被災地方公共団体である県又は市町村のみが加入する一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合）の場合	当該一部事務組合の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合（以下「分担割合」という。）を加入する当該特定被災地方公共団体に対するイの補助率に乗じたものの和
		ハ イの特定被災地方公共団体である県又は市町村が一部加入する一部事務組合の場合	分担割合を加入する当該県又は市町村に対するイ、二及びホの補助率に乗じたものの和
		ニ イ、ロ及びハ以外の地方公共団体であって、下記の1又は2の条件を満たす場合 1. 査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上のもの 2. 査定事業費が1億円（簡易水道事業の場合は5,000万円）以上のもの	2/3
		ホ イ、ロ及びハ以外の地方公共団体であって、ニの欄に掲げる条件を満たさない場合	1/2
(二) (一)の欄に掲げる施設以外の給水の施設			
(三)	(一)の欄に掲げる施設のうち管路の漏水調査で請負に係るもの		

※ (一)のイ、ロ及びハの補助率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

別紙（１）

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助金  
交付申請書等作成要領

国庫補助金交付申請書の様式及び添付書類は次により作成するものとする。

1. 国庫補助申請書 別紙（国庫補助申請書様式）により作成すること。
2. 添付書類 次に掲げるものを交付申請書に添付すること。
  - （１） 市町村議会歳入歳出予算議決写し
  - （２） 用地譲渡承諾書
  - （３） その他

別紙様式（国庫補助申請様式）

番  
平成 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

県 郡 市町村長 ㊟

平成 年度東日本大震災に係る水道施設等の  
災害復旧費（ ）国庫補助金交付申請書

東日本大震災に係る標記の補助金を次のとおり交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助金申請額 金 円也  
(内 消費税及び地方消費税相当額 円也)

2. 水道施設の概要

(1) 給水区域 郡(市) 町村 地区  
(図面表示も可とする)

(2) 計画給水人口 人 (現在給水人口 人)

(3) 計画1日最大給水量  $m^3$ /日

(4) 計画1人1日最大給水量  $l$

(5) 計画1人1日平均給水量  $l$

(6) 計画1人1日時間最大給水量  $l$  (日換算)

3. 全体復旧事業計画の概要

4. 施工方法

(記載上の注意)

事業の施工について、直営、請負の別を記載すること。直営及び請負を併合する場合は各々の事業の内容の概要を記述すること。(例：請負施工、ただし、資材購入のみは直営とする。)

5. 工事着工年月日及びしゅん工年月日

着工年月日 平成 年 月 日

しゅん工年月日 平成 年 月 日

6. 水道事業認可年月日及び番号

7. 添付書類

別添(A)から(K)までの様式例による。

(注) 標題の( )には、上水道施設災害復旧費、簡易水道施設災害復旧費の別を記入すること。

(A) 全体復旧事業計画予定額調書

種別	全体事業計画内容				全体事業費				当該年度予定事業				翌年度以降予定事業			
	工事	品	種	形状寸法	単位	補助対象事業 数量	単独事業 金額	補助対象事業 数量	単独事業 金額	補助対象事業 数量	単独事業 金額	補助対象事業 数量	単独事業 金額	補助対象事業 数量	単独事業 金額	
水源	く井	鋼	管	深100mφ250m/m	本		円		円		円		円		円	
"	取水ポンプ	ン	共	37kWブロック造平屋	m <sup>2</sup>											
浄水	滅菌	室	機	ブロック造平屋	"											
"	送水ポンプ	ン	室	37kW 2台ブロック造平屋	"											
"	"	電	気	備	式											
"	送水管	布	設	DCIP	m											
配水	配水池	築	造	鉄筋コンクリート造	池											
"	配水管	布	設	φ100m/m	m											
"	"	"	"	φ50m/m	"											
"	共同給水	装	置		個											
"	消火	栓	下	式	"											
"	現場管理	費														
"	一般管理	費	等													
小	計															
工	事	雑	費													
道路	復旧	委託	費	県												
用地	費	及	水	源	装											
補償	費															
調	査	費														
事	務	費														
合	計															

(記載上の注意)

1. 「全体事業計画内容」欄には、本事業の全体計画(補助対象事業及び単独事業の全てを含めた総事業計画)を記入すること。なお、金額は実支出額(未定のものについては所要見込額)を計上すること。
2. 「補助対象事業」欄には、上記全体事業費(総事業費)より単独事業を除いた補助対象事業を記入すること。
3. 「単独事業」欄には、当該年度補助対象事業と併行して実施する単独事業及び国庫補助限度額との関係上補助対象事業の一部を補助対象事業より完全に分離し単独事業として事業を記入すること。

(B) 事業費所要額調書

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
種目	総事業費	収入額	単独事業費	差引額 (b-c又はb-dのいずれか少ない方の額)	国庫補助対象事業限度額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	仕入れに係る消費税等相当額	要国庫補助金
工 事 費	円	円	円	円	円	円	円		
用地費及び補償費									
調査費									
事務費									
その他									
分 計									
合 計									

(記載上の注意)

- 「総事業費」欄には、種目別に復旧事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む)を記入すること。
- 「収入額」欄には、本事業に伴う収入済額を記入すること。ただし、既設設備の不要残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「単独事業費」欄には、補助対象事業以外の事業費及び国庫補助対象事業限度額の関係上補助対象事業の一部を補助対象事業より完全に分離して単独事業として事業費を記入すること。
- 「国庫補助対象事業限度額」欄には、別に定める東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費旧市町村別国庫補助対象事業限度額表における「金額」を記入すること。
- 「国庫補助基本額」欄には、種目別に「差引額」と「国庫補助対象事業限度額」とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること。
- 本表は交付要綱に定める補助率の区分により記入するものとし、上段は補助率80/100~90/100または2/3、下段は補助率1/2のものにつき記入すること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 「要国庫補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、「国庫補助所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「国庫補助所要額」を記入すること。

## (C)財源調書

総事業費	財 源 内 訳						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方分担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

## (D)事業費明細書

補助率80/100～90/100または2/3対象分

補助率1/2対象分

区分	種目別	施設別	工事別	事業費			申請額	備考	
				事業量	単位	金額			
工事費	本工事費	水源施設	さく井		本	円	円	内訳別紙()	
			取水ポンプ室		m <sup>2</sup>			"	()
			〇〇〇					"	()
		浄水施設	滅菌室		m <sup>2</sup>			"	()
			〇〇〇					"	()
			〇〇〇					"	()
		送水施設	送水ポンプ室		m <sup>2</sup>			"	()
			送水管		m			"	()
			(DCIP φ 100m/m)					"	()
		配水施設	〇〇〇					"	()
			配水池		池			"	()
			配水管		m			"	()
			(DCIP φ 150m/m)					"	()
			配水管		m			"	()
			(ACP φ 75m/m)					"	()
			営繕損料					"	()
		道路復旧			"			()	
	〇〇〇			"	()				
	小計								
	附帯工事費	取付道路		m	"	()			
〇〇〇				"	()				
小計									
現場管理費				"	()				
一般管理費等				"	()				
工事雑費 用地費及び 補償費	工事雑費			"	()				
	用地費		m <sup>2</sup>	"	()				
	補償費			"	()				
調査費		地形測量			"	()			
事務費		事務費			"	()			
合計									

## (記載上の注意)

1. 本表は、国庫補助対象となる事業について記入するものとし、金額は実支出額(未定のものについては所要見込額)を計上すること。従って次表(E)-1、2、3...の工事工種別内訳書記載の額と一致するものであること。
2. 本表は補助率80/100～90/100または2/3対象分と補助率1/2対象分に区分しそれぞれ別葉に作成すること。
3. 「施設別」欄には、主たる水道施設別に区分して記入すること。
4. 「工事別」欄には、次表の工事工種別内訳書の別に記入すること。
5. 「事業量」欄には、国庫補助対象となる事業量を記入すること。
6. 「単位」欄には、メートル法により記入すること。(以下工事設計書の記載についても同様とする。)
7. 「金額」欄には、実施設計金額に対する入札減がある場合には、各入札工事ごとに、それぞれの工種別に一律の実施設計金額の入札率を乗じた金額を記載し、実施設計金額を上段に( )書で記載すること。  
(この場合においては、用地費及び補償費並びに事務費を除外すること。)
8. 「申請額」欄には、実施設計金額(入札後にあっては、本表記載上の注意7によって計算された額。以下この項において同じ。)に対する別に定める東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費市町村別国庫補助対象事業限度額表の金額の比率を各工事別の実施設計金額に乗じた金額を黒書すること。(この場合においては、用地費及び補償費並びに事務費を含む。)

(E)-1 ○○○○工事設計書

1. 設計図面との対象番号

- (1) 一般平面図
- (2) 工種別構造図

2. 工事計画概要

本配水池は容量○立方メートルで一日最大給水量の○時間分にあたり(縦○メートル、横○メートル、深さ○メートル(有効水深)の鉄筋コンクリート造り)、中央に隔壁を設けた半地下式のものである。

工種	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
配水池築造工	掘さく工				円	円	代価表第○号
	基礎栗石工						//
	コンクリート工						//
	型枠工						//
	○○○工						//
	機械器具費						//
	合計						//

(記載上の注意)

1. 本内訳書は、国庫補助対象となる事業につき、各工種ごとに作成すること。
2. 本内訳書は、実支出額(未定のものについては、所要見込額)を計上するものとする。
3. 本内訳書(各工種別)の合計額の円未満の端数は切捨てるものとする。
4. その他工事費の算定に当たっては、次の点に注意すること。
  - (1) 用地費 補助対象となった工種の施工に必要な最小限度の用地費であって補助対象工種以外の工種に要するものは認めないものであること。
  - (2) 補償費 工事施工に伴って生ずる立木、家屋、土地等の損失補償費であること。
  - (3) 資材については、生産地から工事現場までの運搬に要する費用は資材単価に繰り入れることとする。
  - (4) 運搬費
    - ア 機械器具、車輛及び船舶等については、当該工事に使用される以前の最寄りの管理場所から工事現場までの運搬に要する費用(船舶保険料を含む。)は機械器具及び機械器具損料に計上せず運搬費に計上すること。
    - イ 労務者の輸送に要する費用で現場管理費の中に含まれないもので、特に遠隔地に労務者を輸送する費用(通常の工事については営繕損料、現場管理費との関係から計上しないものとする。)を運搬費に計上すること。
    - ウ 工事現場における人夫等の肩荷運搬及び小運搬用具による運搬に要する費用(工事現場の中心点から20mの範囲内の運搬)は、各工事の労務歩掛に含まれるものであるから運搬費として計上しないこと。
  - (5) 機械器具費
 

本経費は工事のために供する工事中機械器具等の購入、修理及び借上げに要する費用であり、車輛水替用ポンプ、ミキサー等相当永年にわたり使用できる機械器具等については、借料又は損料を計上し購入に要する費用は計上しないこと。
  - (6) 仮設費
 

本経費は次に掲げる費用をいう。

    - ア 工事施工に必要な機械設備(コンクリートプラント、アスファルトプラント等)に要する費用
    - イ 用水、電力等の供給設備に要する費用
    - ウ 仮道、仮橋、現道補修等に要する費用
    - エ 締切、水替、瀬替等の費用
  - (7) 営繕費
 

工事を施工するために必要な現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場の損料、それらの改築、移転及び修繕に要する費用並びにそれらの敷地の借料をいい、交付要綱に定める算定方法により算定して得た額の範囲内の額を計上すること。



## (F)一位代価総括表

第号	名称	単位	金額	備考	第号	名称	単位	金額	備考
1	床掘工	m <sup>3</sup>	円	砂質土				円	
2	埋戻工	m <sup>3</sup>		〃					
3									

## (G)工事雑費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備考
				円	円	

## (記載上の注意)

工事雑費とは、補助事業者が当該施設の工事現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費及び工程に関係ある職員の給与(退職手当を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労務保険料をいう。(交付要綱別表第2(1)及び(2)参照)。

## (H)調査費内訳

施設別	工種別	形 状 寸法等	単 位	変 更 前			変 更 後			備 考
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
					円	円		円	円	
計										

## (I)事務費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備考
				円	円	

本表は、補助対象となる工事の施工のために必要な事務費について作成すること。(交付要綱別表第2(1)及び(2)参照)。

(I) 主要資材調書(記載例)

区分	名 称	所要量	単位	内 訳		備 考
				購入量	手持充当量	
資材	セ メ ン ト  木 材  鋼 材  ダ ク タ イ ル  鑄 鉄 管  ○ ○ ○  ○ ○ ○					ダ ク タ イ ル  鑄 鉄 管

(K) 設計図面

(1) 各施設は、それぞれ次によって色分けすること。

ただし、構造物等において、施設の全部が補助対象になるものにあつては、特に省略することができる。

補助対象事業 赤色

単 独 事 業 緑色

既 有 施 設 黄色

(2) 図面はすべて実施設計とし、図面の作成にあつては次の注意事項に従つて正確、明瞭な図面を作成すること。

ア 一般平面図面-A(国土地理院地形図に基づく縮尺1/10,000図面)に給水区域を明示し、水源の位置、送水路線、浄水場、配水池、配水本管等の位置を記入したもの。

イ 一般平面図面-B(縮尺1/2,000~1/3,000規模に応じて1/1,000~1/5,000)実測平面図とし、水道計画の全施設が把握できるものであること。

なお、送、配水本管布設平面図を兼ねるものにあつては、管、來弁、異形管及びその他の附帯工事についてその布設工事の詳細を記入すること。

ウ 構造物詳細図(1/20~1/100)

構造物の形状寸法、数量、配管詳細図及び現地盤盛土図、切土図、水位(H.W.L、L.W.L)、越流管、どろ吐き管、制水弁等についても明記すること。

特に、ろ過池については、砂、砂利の厚さ、粒径及びろ過調整装置について詳細に示すこと。

(3) (1)及び(2)に依れない特別な理由があると認められる場合は、この限りではない。

別紙（２）

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費  
国庫補助事業実績報告書等作成要領

国庫補助事業実績報告書の様式及び添付書類は次により作成するものとする。

1. 事業実績報告書 補助金交付決定通知書に指定された日までに別紙様式1（事業実績報告書様式）により作成すること。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式2（年度終了実績報告書様式）を提出すること。

2. 添付書類 次に掲げるものを事業実績報告書に添付すること。

（１） 市町村議会歳入歳出決算議決書の写しまたは決算議決見込書  
決算議決見込書の内容が決算議決書の内容と相違するに至った場合は速やかに決算議決書を送付すること。

（注）補助事業の精算額を各節ごとに備考等に記入すること。

（２） 精算設計図面  
補助申請書に添付した設計図面に準じて作成すること。

（３） 工事着工よりしゅん工までの経過写真

（４） 工事契約書抄本写（直営の場合は支出証拠書類の写し、ただし、工事雑費を除く。）

（５） しゅん工検査書写

別紙様式1 (事業実績報告書様式)

番  
平成 年 月 号  
日

厚生労働大臣 殿

県 郡 市町村長 ㊤

平成 年度東日本大震災に係る水道等施設等の  
災害復旧費 ( ) 国庫補助事業実績報告書

平成 年度に国庫補助金をうけた標記事業が完了したので、次のとおり事業実績を報告する。

1. 国庫補助金精算額 金 円也  
(内 消費税及び地方消費税相当額 円也)

(記載上の注意)

国庫補助金の記載に当たっては、申請額と精算額において変更のある場合には、申請額を上段に ( ) 書きで記載すること。

2. 工事期間  
着 工 平成 年 月 日  
しゅん工 平成 年 月 日

3. 工事施工方法 (記載例)

工事別	原材料	工事施工	工事請負会社名
取水堰堤	請 負	請 負	〇〇〇会社
送水管	直 営	請 負	
配水管	直 営	請 負	
〇 〇 〇	〇 〇		

4. 計画給水人口 人 (現在給水人口 人)

5. 国庫補助申請及び計画変更申請の手續状況

- (1) 国庫補助申請 平成 年 月 日 第 号  
交 付 決 定 平成 年 月 日 厚生労働省発健第 号  
(2) 計画変更申請 平成 年 月 日 第 号  
承 認 平成 年 月 日 厚生労働省発健第 号

6. 添付書類

- (1) 別添 (A) から (J) までの様式例による。  
(2) 事業実績報告書の記載にあたっては、申請時と精算時において変更のある場合は、申請時の内容を上段に ( ) 書で記載すること。

(A) 収支精算書

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l (k-j)
種目	総事業費	収入額	単独事業費	差引額 (b-c)又は b-dのい ずれか少ない方の額	国庫補助 対象事業 限度額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	仕入れに係 る消費税等 相当額	要国庫 補助金	国庫補助金 受入予定額	差引国庫 補助過△ 不足額
工 事 費	円	円	円	円	円	円					
用 地 費 及 び 補 償 費											
調 査 費											
事 務 費											
そ の 他											
分 計											
合 計											

(記載上の注意)

1. 「種目」欄から、「要国庫補助額」欄までの記入要領は、申請書様式の記入要領と同様である。
2. 「国庫補助金受入予定額」欄には本事業実績報告までの交付を受けた国庫補助金の受入済額と受入予定額の合計額を記載すること。
3. 「国庫補助金受入予定額」欄及び「差引国庫補助過△不足額」欄は精算額のみ記入されることとなる。

## (B)財源調書

総事業費	財源内訳						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方分担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

## (C)国庫補助金受入額及び受入予定額調書

区分	国庫補助金	受入年月日
受入額	円	平成 年 月 日
受入予定額		平成 年 月 日 予定
合計		

(記載上の注意)

「国庫補助金」の合計額と(A)表の「国庫補助金受入額及び受入予定額」欄の金額は同額となるものであること。

## (D)事業費明細書

補助率80/100～90/100または2/3対象分

補助率1/2対象分

区分	種目別	施設別	工事別	事業費			申請額	備考
				事業量	単位	金額		
工事費	本工事費	水源施設	さく井		本	円	円	内訳別紙()
			取水ポンプ室		m <sup>2</sup>			" ()
			〇〇〇					" ()
		浄水施設	滅菌室		m <sup>2</sup>			" ()
			〇〇〇					" ()
			送水施設	送水ポンプ室				m <sup>2</sup>
		送水管			m			" ()
		(DCIP φ 100m/m)						" ()
		〇〇〇						" ()
		配水施設	配水池		池			" ()
			配水管		m			" ()
			(DCIP φ 150m/m)					" ()
			配水管		m			" ()
			(ACP φ 75m/m)					" ()
			営繕損料					" ()
		附帯工事費	道路復旧					" ()
			〇〇〇					" ()
			小計					" ()
	取付道路			m	" ()			
	〇〇〇				" ()			
	小計				" ()			
工事雑費	現場管理費			" ()				
	一般管理費等			" ()				
	工事雑費			" ()				
用地費及び補償費	用地費		m <sup>2</sup>	" ()				
				" ()				
調査費		地形測量			" ()			
事務費		事務費			" ()			
合計								

(記載上の注意)

本明細書の記入要領は、申請様式における記入要領と同様であること。

(E)-1 ○○○○工事設計書

1. 設計図面との対象番号

- (1) 一般平面図
- (2) 工種別構造図

2. 工事計画概要

(記載例)

本配水池は容量○立方メートルで一日最大給水量の○時間分にあたり(縦○メートル、横○メートル、深さ○メートル(有効水深)の鉄筋コンクリート造り)、中央に隔壁を設けた半地下式のものである。

工種	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
配水池築造工	掘さく工				円	円	代価表第○号
	基礎栗石工						//
	コンクリート工						//
	型枠工						//
	○○○工						//
	機械器具費 合計						//

(記載上の注意)

記入要領は、申請様式における記入要領と同様であること。

(F)一位代価総括表

第号	名称	単位	金額	備考	第号	名称	単位	金額	備考
1	床掘工	m <sup>2</sup>	円	砂質土				円	
2	埋戻工	m <sup>3</sup>		//					
3									

## (G) 工事雑費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備考
				円	円	

## (H) 調査費内訳

施設別	工種別	形 状 寸法等	単 位	変 更 前			変 更 後			備 考
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
					円	円		円	円	
計										

## (I) 事務費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備考
				円	円	

## (J) 残存物件

原 材 料		購入 量	単 位	使用数量			残存材料(手持分を除く)			評価額算定方式	備 考
品名	形状 寸法			購入 分	手持 分	計	数量	評 価 額			
								単価	金額		
							円	円			

## (記載上の注意)

1. 本表は、工事において残存を生じた場合に作成すること。
2. 工事を請負により施工した場合は、作成する必要はない。ただし、資材を請負業者に支給する場合は記入すること。



別紙様式2(年度終了実績報告書様式)

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

市町村長 印

平成 年度東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費  
国庫補助事業年度終了実績の報告について

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、関係書類を添え別表のとおり報告する。

別 表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	補助基本額 円	補助金額 円	事業費 支払実績 (見込)額 円	事業進捗率 %	補助 助入 金額 円	事業費 円	補助金額 円	着手年月	完了予定 年月	

別紙（3）

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費  
国庫補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助について、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助金交付要綱7(3)の規定に基づき、次のとおり報告する。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定<br>又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方交付税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額                | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                   | 金 | 円 |

（注）別添参考となる書類（金額の積算の内訳等）